

## 不正行為等通報の受理及び処理状況について

令和7年10月中に審査課で受理した不正行為等通報(知事部局(労働委員会を含む。)の業務に係るもの)について、概要を公表します。

## 1 知事部局の通報の件数

## (1)通報者別

通報者	件数(件)
県民等	0
匿名	8
職員等	0
計	8

## (2)通報方法別

通報者	件数(件)
電子メール	7
郵便・FAX	1
面談・電話	0
計	8

## 2 知事部局で受理した通報内容と処理状況

通報内容	処理状況
① ある出先機関において、適正に超過勤務手当が支給されていない。	調査の結果、通報の事実は確認できなかった。
② ある振興局において、居眠りをしている職員がいる。	振興局に調査を指示したところ、通報の事実は確認できなかったが、事務支援業務を委託している業者(執務室内常駐)が居眠りをしていた事案があったので注意済みである旨の報告を受けた。
③ ある県民は、労働時間を偽って子供を保育園に預けている。	所管外のため、不受理とした。
④ 県庁宿直の警備員の態度が悪い。	所管外のため不受理とし、関係課に情報提供した。
⑤ 県のある機関の職員は、他人に聞かれない話の聞き取りを個室ではない場所で行う等、配慮不足の対応を行った。また、同じ機関の相談業務において、適切でない対応があった。	所管課に調査を指示したところ、一部配慮不足の事実が認められたため、対応マニュアルを改正し、当該機関内で周知した旨の報告を得た。また、同じ機関の相談業務においては丁寧な対応を行っていたが、相談者の方に誤解を与える部分があったため、当該機関職員に関連研修を受けさせて資質向上に努める旨の報告を得た。
⑥ ある市民が、生活保護を不正受給している。	所管外のため不受理とし、関係課に情報提供した。
⑦ ある福祉施設は、補助金の目的外使用をしているのではないかと。	所管外のため不受理とし、関係課に情報提供した。
⑧ ある医療機関の職員が、残業代を不正受給している。	所管外のため不受理とし、関係課に情報提供した。

通報内容を分類すると次のようになります。

(1)職員の不正・不当な執務又は行為に関するもの	3	①②⑤
(2)県の行政事務処理、その他に関するもの	5	③④⑥⑦⑧

なお、通報に係る調査・処理結果を分類すると次のようになります。

(1)調査の結果、是正の必要がないもの	2	
(うち通報内容が事実とは認められないもの)	2	①②
(うち通報の事実はあるが、違法又は不正・不当とは認められないもの)	0	
(うち通報された情報だけでは、事実確認が困難なもの)	0	
(うち通報の有無にかかわらず是正措置を講じるなど、対応しているもの)	0	
(2)調査を契機に是正がなされた又は是正措置を講じたもの	1	⑤
(3)調査を継続中としたもの	0	
(4)不受理としたもの	5	③④⑥⑦⑧

## 3 知事部局の前々月以前の通報に係る処理状況

前々月(9月)以前に受理した通報で「調査中」としていた事案のその後の処理状況については、次のとおりです。

通報内容	処理状況
R7.9月⑤ ある出先機関において、遅刻をしている職員がいる。	当該所属に調査を指示したところ、事実が認められたので所属長から厳しく注意した旨の報告を得た。

(連絡先)

総務部 総務管理局 審査課

担当：石井、額田

電話：073-441-2136 内線：2115、2116